

2010年3月12日

「中小企業の会計に関する研究会」(中小企業庁)

# わが国の「中小企業の会計」のあり方

甲南大学大学院 河崎 照行

# I プロローグ

## — 本報告のポイント —

- ① 大企業と中小企業の「企業属性」は異なるとの視点から、中小企業の属性を浮き彫りにし、「中小企業の会計に関する研究会」(2002年, 以下では「研究会報告書」)の狙いを再確認すること
- ② 会計基準設定アプローチには、「トップダウン・アプローチ」と「ボトムアップ・アプローチ」の2類型があり、中小企業会計基準の策定には、「ボトムアップ・アプローチ」が最適であること
- ③ 「会計制度(会計文化)のローカル性」と「場の理論」から見れば、IFRS(国際会計モデル)は「国際市場という場」のある種の「ローカルな会計基準」に過ぎず、「国内市場という場」には、日本型会計モデルが適切であること
- ④ 上記①～③を踏まえ、わが国の「中小企業の会計」のあり方に関する会計制度モデルを提案すること

## Ⅱ 「中小企業の会計」の基本的視座

# 1 中小企業の企業属性と「判断の枠組み」

## 中小企業の企業属性

- ① 所有者管理の会社(所有者＝経営者)  
→ 虚偽表示リスクの可能性
- ② 「内部統制機構」の未整備  
→ 統制リスクの可能性
- ③ 経営者・従業員の限られた会計的知識  
→ 会計に対する低い理解度
- ④ 会計的知識を有する従業員を雇用できないし、その必要性もないとする経営者意識  
→ 経済的コスト負担の限界
- ⑤ 業種・業態・規模等の多様性  
→ 事業内容・事業形態の多様性
- ⑥ 株式公開を目指さない、株式譲渡制限のある閉鎖会社  
→ 限定されたステークホルダー

誘導

## 「判断の枠組み」

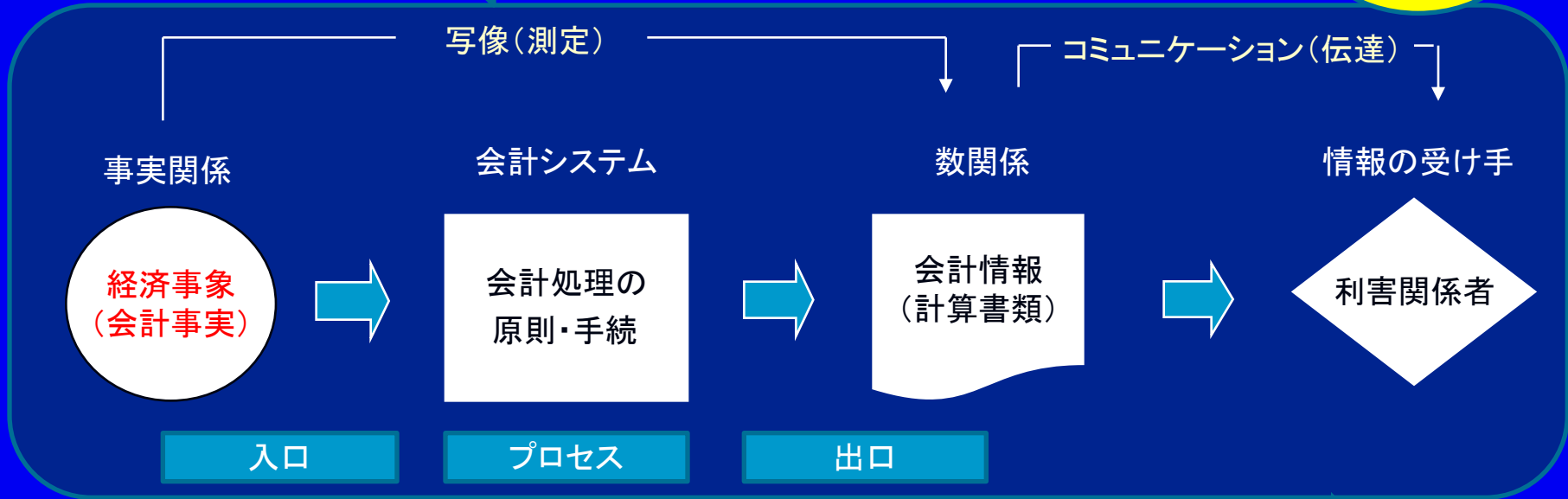
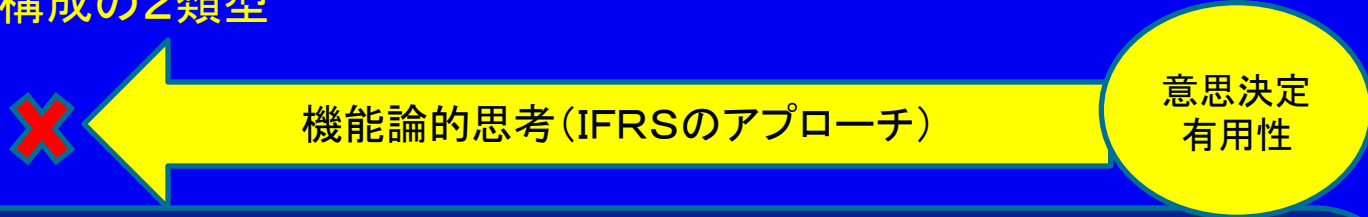
- ◇「Ⅲ 記帳」(記帳の基本的考え方)
- ・ 会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼ある記帳が重要である。
  - ・ 記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。また、記帳は、適時に行わなければならない。
- (2) 経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと
  - (4) 現行の実務に配慮したものであること
  - (3) 対象となる会社の過重負担にならないこと(現実に実行可能であること)
  - (5) 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること
- (1) 計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと

## 2 「中小企業の会計」(「研究会報告書」)の会計的特徴

会計行為	入口	プロセス	出口
要 請	記 帳	確定決算主義	限定された ディスクロージャー
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営者に会計記録の重要性(自己管理責任)を認識させるとともに、不正発生を事前に防止する狙い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コスト・効果的なアプローチによる中小企業の負担軽減を狙い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディスクロージャーの受け手を限定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>記帳要件：               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)「整然かつ明瞭に」(秩序性と明瞭性)</li> <li>(b)「正確かつ網羅的に」(正確性と網羅性)</li> <li>(c)「適時に」(適時性)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 課税当局にとっては、課税所得が不当に減少する事態を防ぐことができること</li> <li>(b) 中小企業にとっては、作成する計算書類が1つで済むこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業と中小企業におけるディスクロージャーの相違               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 大企業の情報開示：会社の財産および損益の状況を投資情報として開示</li> <li>(b) 中小企業の情報開示：債権者、取引先にとって有用な情報を提供</li> </ul> </li> </ul>

### Ⅲ 会計基準設定アプローチ

# 1 会計行為と理論構成の2類型



認識対象	会計事実の2類型	意味	具体例
会計事実	(a) 即事実的会計事実	・ 何らかの客観的な外部証拠に即して, 当該事実が会計的認識・測定の対象となるもの	・ 棚卸資産の仕入・販売の事実
	(b) 超事実的会計事実	・ 人為的に何らかの制度枠(認識・測定の枠組み)を設定することにより, はじめて当該事実が会計的認識・測定の対象となるもの	・ 減価償却 ・ 引当金

## 2 会計基準設定アプローチの2類型

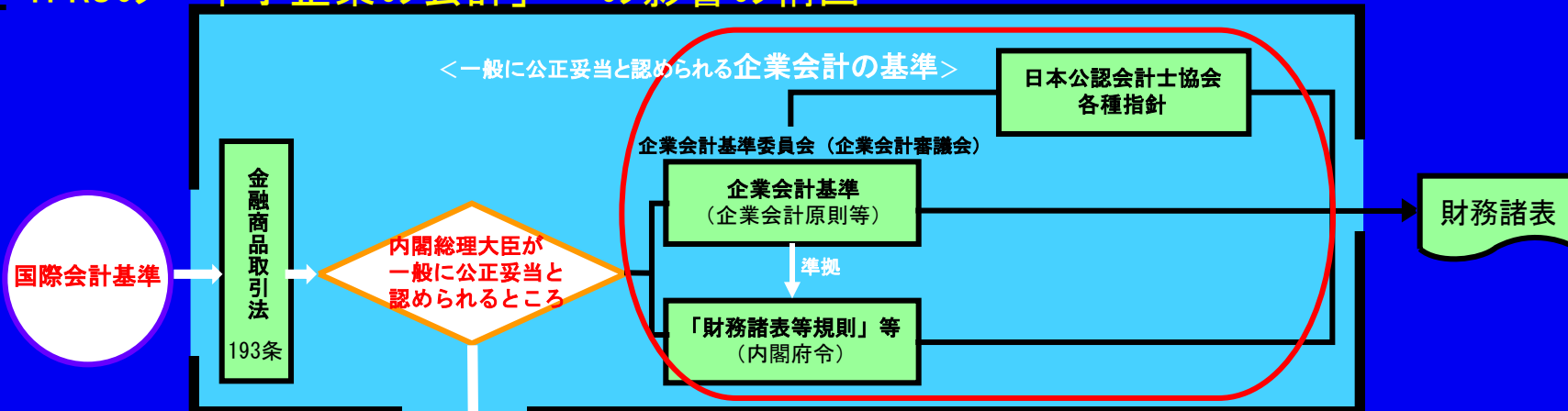
アプローチ 視 点	トップダウン・アプローチ	ボトムアップ・アプローチ
① 意 義	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Big GAAP」から出発し、その<b>簡素化</b>によって中小企業会計基準を形成するアプローチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の属性を検討することから出発し、中小企業に<b>固有の会計基準</b>を生成するアプローチ</li> </ul>
② 方 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Big GAAP」から中小企業に「<b>適切な</b>」基準を選別する方式</li> <li>適用免除方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業に「<b>最適な</b>」基準を生成する方式</li> <li>積み上げ方式</li> </ul>
③ 重 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Big GAAP」との「<b>一貫性</b>」を重視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>企業属性</b>」を重視</li> </ul>
④ 例外処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業に<b>固有の会計処理</b>(例えば、簡便な会計処理)を例外とみる方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業に<b>固有の会計処理</b>(例えば、連結会計や退職給付会計)を例外とみる方式</li> </ul>
⑤ 具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>IASBの「<b>中小企業版IFRS</b>」(IFRS for SMEs)</li> <li>わが国の「<b>中小企業会計指針</b>」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>研究会報告書</b>」の基本スタンス</li> </ul>



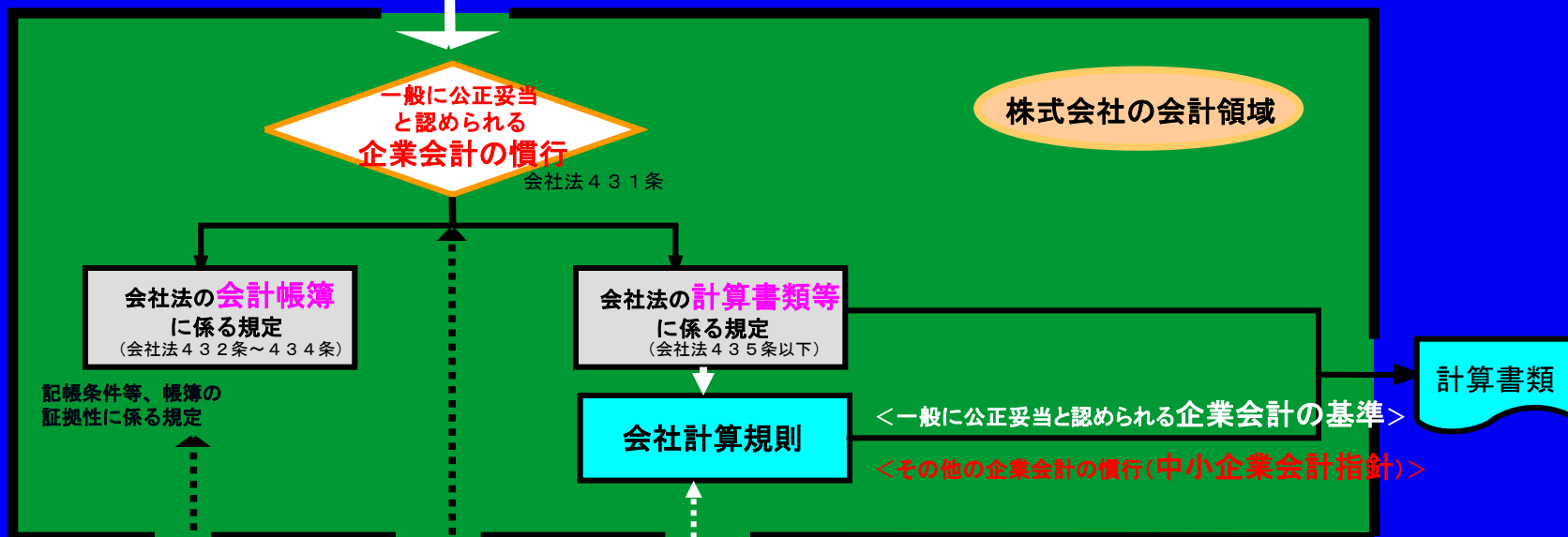
## IV 会計制度のローカル性

# 1 IFRSの「中小企業の会計」への影響の構図

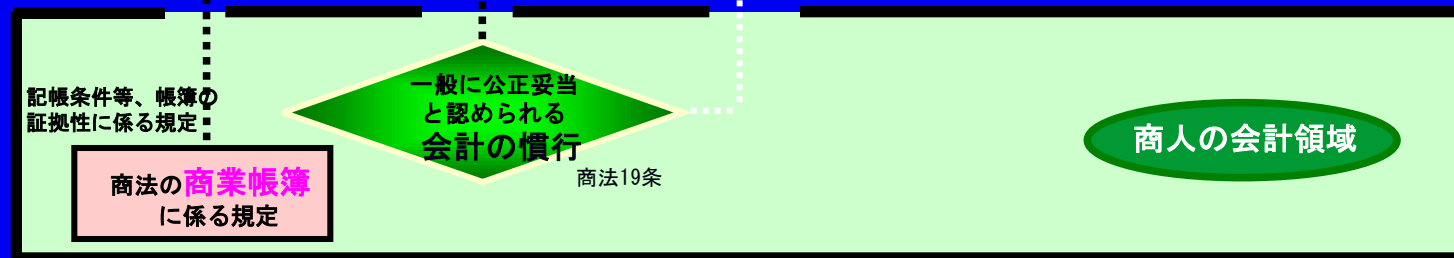
金融商品取引法関係



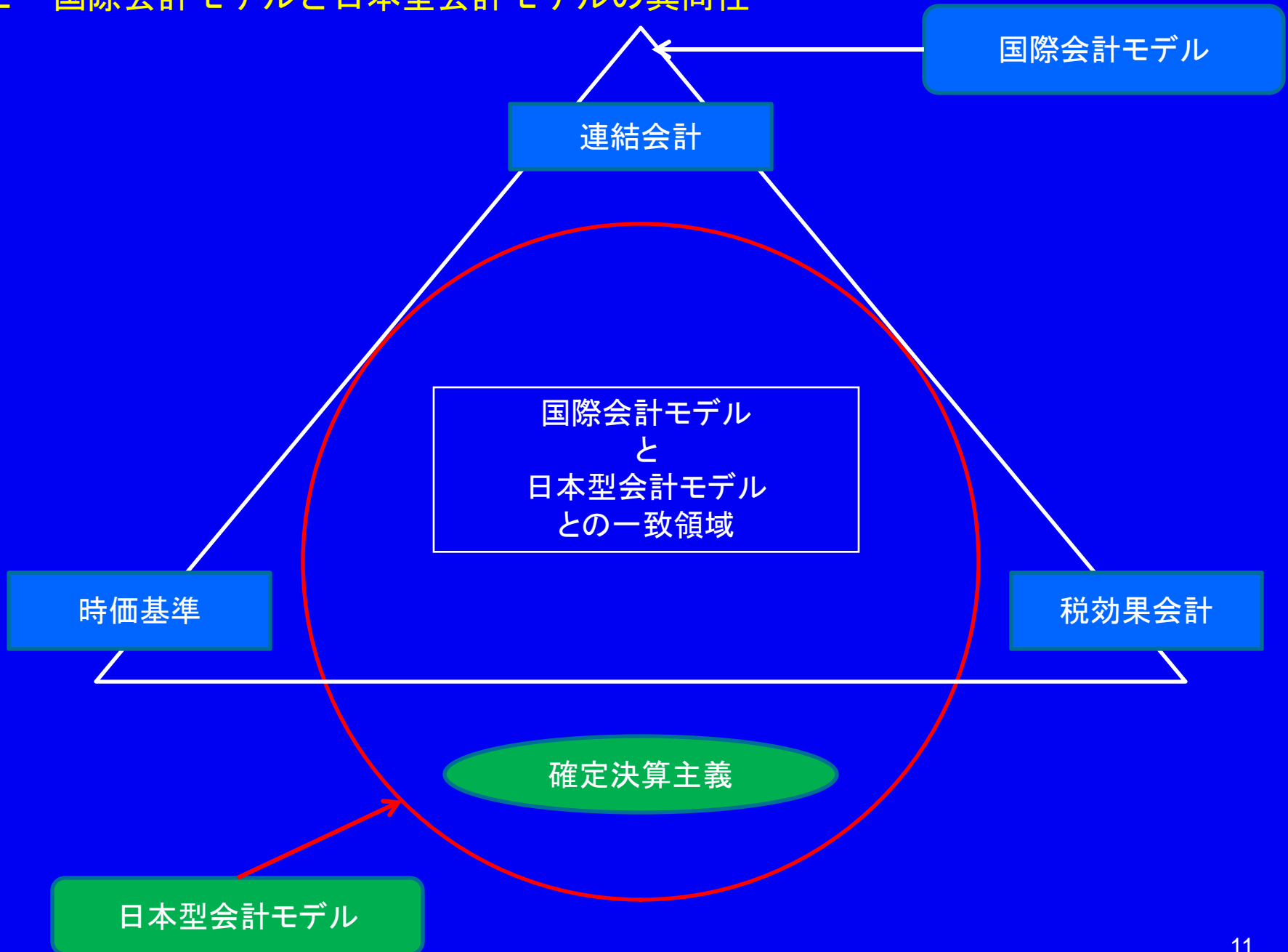
会社法関係



商人一般の関係



## 2 国際会計モデルと日本型会計モデルの異同性



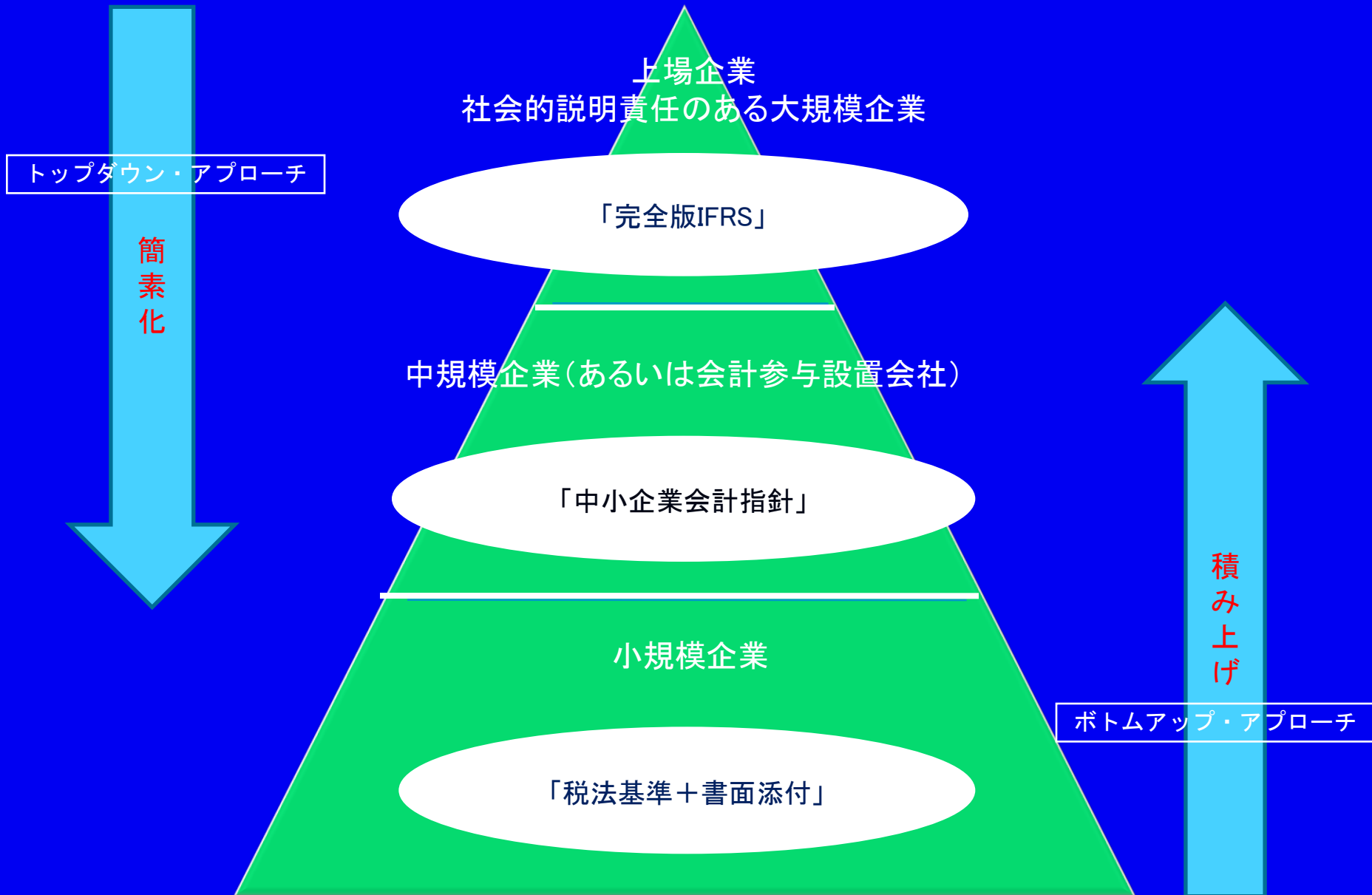
### 3 日本型会計モデルとしての「確定決算主義」

- (1) 国際会計モデル(IFRS)では、①企業集団に係る「連結財務諸表」を主要財務諸表とし、②フロー面では、「税効果会計」、③ストック面では、「時価会計」がそれを支える仕組みとして特徴づけられる。
- 従来の日本型会計モデルにはなかったか、あったとしても二次的にしか扱われていなかった仕組み
- (2) 日本型会計モデルでは、「確定決算主義」がその特質の1つをなしている。
- 国際会計モデルにはない仕組みであることから、IFRS導入の阻害要因とみなされる傾向
  - 日本型会計モデルにおける「確定決算主義」の理論的根拠
    - ① 会計制度内部における「法」の性格
      - (ア) 会社法: 私人間の関係を規制する法規範(私法)の系統
      - (イ) 税法: 公権力(国)とその服従者の関係を規制する法規範(公法)の系統
    - ② 会社法は税法に対して基本法的な性格
      - 税法上の課税所得計算は、会社法上の利益計算に原則的に依存して決定
  - 中小企業にとっての「確定決算主義」の意義
    - \* 中小企業は会計行為に多くのコストを負担することができないため、コスト・ベネフィットの観点から、「確定決算主義」が効果的(「研究会報告書」)

## V エピローグ

— わが国の会計制度改革への提案 —

# 1 会計制度改革モデル



## 2 会計制度改革モデルの特徴

- ① 「連・単分離」と「確定決算主義」を前提とする。
- ② 上場企業および社会的説明責任(public accountability)のある大企業の「連結財務諸表」には、「完全版IFRS」を適用する。
- ③ 中規模企業(あるいは会計参与設置会社)には、「中小企業会計指針」を適用する。
- ④ 小規模企業には、「税法基準」をミニマムレベル(最低限)の会計基準とし、その信頼性を担保するため、「書面添付制度」の積極的な推進を図る。
  - \* 「書面添付制度」: 税理士が税理士法(33条の2)に規定する「計算事項」等を記載した書面を申告書に添付して提出した場合、税務調査にあたり書面の記載事項について、税理士に対して意見を述べる機会を与える制度をいい、申告書の基礎となる会計帳簿・計算書類の信頼性を担保する役割が期待されている。
- ⑤ この会計制度モデルは、「中小企業の会計」に対する方法論について、従来の「大規模企業向け会計基準」の簡素化(トップダウン・アプローチ)から、「中小企業の属性に即した会計基準」からの積み上げ(ボトムアップ・アプローチ)への転換を意味する。